

自動販売機の設置に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、行政財産の貸付けにより飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置させる場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(自販機設置の方法)

第2条 市の施設内に自販機を設置する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎等の用途又は目的を妨げない範囲を考慮し、自販機設置者に対して土地又は建物の一部を貸し付ける方法により行うものとする。

(設置者の選定方法)

第3条 市の施設（財産）を所管する課（以下「所管課」という。）は、原則、一般競争入札により自販機の設置希望者を募り、貸付けの相手方である自販機設置者を選定する。
2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の方法により貸付けの相手方を選定することができる。

(賃貸借契約の締結)

第4条 所管課は、自販機設置者との間で、自動販売機の設置に関する契約を締結しなければならない。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、3年を超えない範囲とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(貸付料)

第6条 自販機の設置に係る行政財産の貸付料の月額は、自販機1台当たりの貸付基本額及び毎月の売上高に貸付料率を乗じて得た額の合計額とする。なお、最低料率は自販機を設置する施設の売上げ等を考慮し、施設管理者が定める。

(売上報告書の提出等)

第7条 自販機設置者は、自販機の売上状況を取りまとめ、売上報告書（様式第1号）を所管課に提出しなければならない。
2 所管課は、貸付料の調定を行うとともに、自販機設置者に対して速やかに納入通知書を送付するものとする。

(電気料)

第8条 自販機設置者は、自販機に電気の使用量を計る子メーターを自らの負担で設置し、使用量により算出した電気料を指定する期日までに納入するものとする。

(自販機の設置条件)

第9条 自販機設置者の設置上の条件は、次のとおりとする。

- (1) 設置する自販機には、販売及び管理する者の会社名又は管理者名を必ず明記すること。
- (2) 市は、地球温暖化対策を推進していることから、省電力（ヒートポンプ）、ノンフロン対応等環境への負荷を軽減した自販機とすること。
- (3) 自販機を据え付ける場合は、転倒防止措置を講ずること。
- (4) 設置場所等を勘案し、AED搭載、災害対策、電子マネー決済対応等の自販機を検討すること。

(設置等の費用負担)

第10条 自販機及び電気メーター等の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自販機設置者の負担とする。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第11条 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置者の責任において、次のとおり行うものとし、使用済み容器の回収等の時間については施設管理者の指示に従うこと。

- (1) 使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製又は金属製とし、導入機種に対応したものを設置すること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとする。
- (2) 回収ボックスからの使用済み容器の回収及び処理は、自販機設置者の責任においてこれを行い、処理に当たっては、法律又は条例の規定に基づき許可を得るなど適切な業者に委託すること。なお、回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。
- (3) 自販機が他社との併設の場合、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で適切に回収及び処理をすること。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から実施する。

売 上 報 告 書

自動販売機の設置に関する取扱基準第7条第1項の規定に基づき、自動販売機の月間売上げを次のとおり報告します。

年 月 日

あきる野市長 様

自動販売機設置者 (所在地) _____

(会社名) _____

(印)

(設置場所) _____

(担当者名) _____

(機種、型式) _____

(電話番号) _____

No.	商品名	販売 単価 (A)	年 月		年 月		年 月		売上金額 合 計	備考
			販売数量	売上金額	販売数量	売上金額	販売数量	売上金額		
			(B)	(A) × (B)	(B)	(A) × (B)	(B)	(A) × (B)		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
売上金額合計 (C)			—	—	—	—	—	—		
貸付料の額 (C) × %			—	—	—	—	—	—		

【記載上の注意】

1. 本報告書は、四半期それぞれの最終月の翌月の15日までに必ず提出してください。
2. 本報告書には、自販機1台ごとに月別の売上状況を商品別に記載してください。
3. 貸付料の額は、売上金額に〇〇%を乗じて得た金額になります。